

意見提出書

意見名称	肥料取締法施行規則及び普通肥料の公定規格等の改正及び告示等の制定についての意見
法人名	一般社団法人 北海道消費者協会
住所	060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館西棟
意見	<p>(1) 今回の肉かす等の追加解禁は、昨年の一連のBSE検査緩和に続く、安全性軽視、経済優先の規制緩和であり反対する。</p> <p>○平成13年に我が国で発生したBSEは、国等の規制強化により減少し、平成21年以降発生していないため、昨年5月にOIEから「無視できるリスク国」に認定された。</p> <p>○しかしながら、昨年は、短期間に2度にわたるBSE検査緩和が強行され、各自治体が独自に進めてきたBSE全頭検査もコスト削減等を理由に平成25年6月末で廃止された。</p> <p>○さらに、これまで焼却されていた、牛の部位を原料とする肉骨粉が、有効活用の名目で今年の1月から肥料利用が解禁され、今回あらたに牛の部位を原料とする肉かす等の肥料化が打ち出された</p> <p>○これまで築いてきた、我が国のBSE対策の一角が、コスト削減や有効活用等の名目のもとに崩れ始め、国民の「食の安全・安心」に対する信頼が揺らぎはじめています。今回の、安全性軽視、経済優先の牛の部位を原料とする肉かす等の追加解禁には反対する。</p> <p>(2) 今年1月の牛肉骨粉の肥料解禁時に措置された、各種管理対策の遵守状況等を時間をかけ厳格に検証した上で、追加解禁を検討すべきであり、今回の追加解禁は拙速であり反対する。</p> <p>○今年1月の牛肉骨粉の肥料解禁にあたって、「複合肥料製造工場」には、流用・誤用防止の義務付けや、「肥料販売店」には、容器への表示義務付け等を求めている。</p> <p>○肉かす等の追加解禁は、まず肉骨粉における当該事業者への立入検査等を厳格に行い、法令に基づく遵守等を検証した上で、検討すべきであり、今回の追加解禁には反対する。</p> <p>(3) 今回、肉かす等の解禁の動きが、特定危険部位の肥料転用につながる懸念があり、今回の肥料解禁には反対する。</p> <p>○これまで築いてきたBSE対策は、昨年からなし崩し的に緩和されている。今回の解禁が認められると、米国等が認めている特定危険部位の肥料への転用が懸念される。</p> <p>○今、必要なのは国民の「食の安全・安心」の確立であり、特定危険部位の肥料転用につながる恐れが強く危惧される、今回の解禁に反対する。</p>